消費税減税・給付付き税額控除

農政Information
№95（2026年８月７日）

- 政府は８月５日、飲食料品の消費税率を令和９年４月から２年間、８%から１%に引き下げる基本方針を閣議決定した。９月に税制改正大綱を決め、秋の臨時国会に関連法案を提出、成立を目指す。
- 減税で手取りが減る農業者の負担軽減策は、年末に向けた予算編成の過程で具体化する方針。
- 高市首相は、残る１%分は所得連動給付を簡易的に導入し、「実質ゼロ化」を実現するとした。

議長案のイメージ

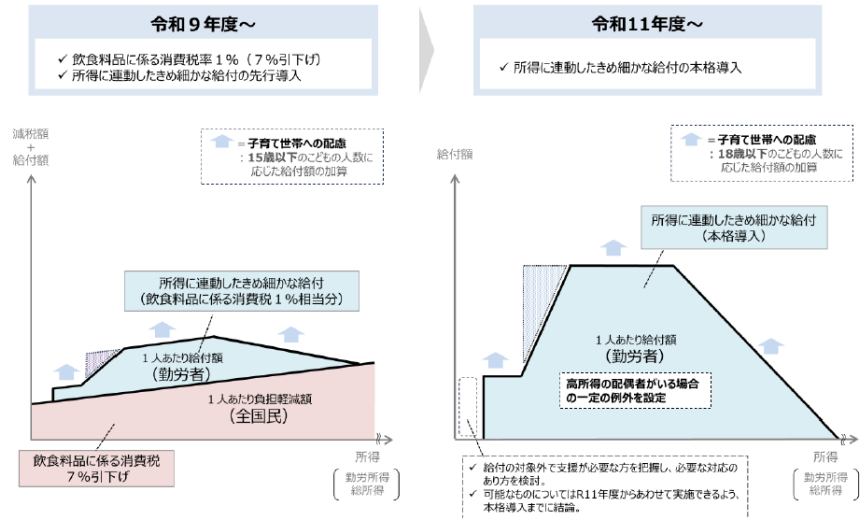

中間とりまとめ（イメージ）

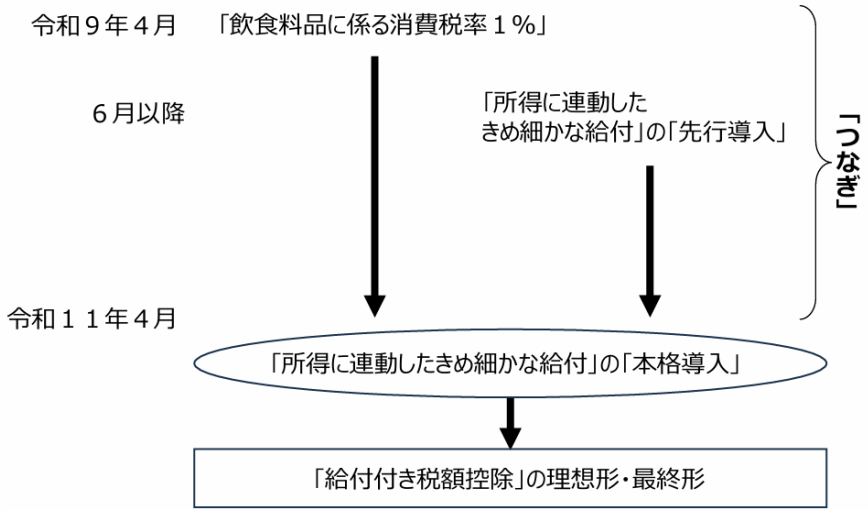

「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入のイメージ（中間とりまとめ（社会保障国民会議 令和8年7月29日））

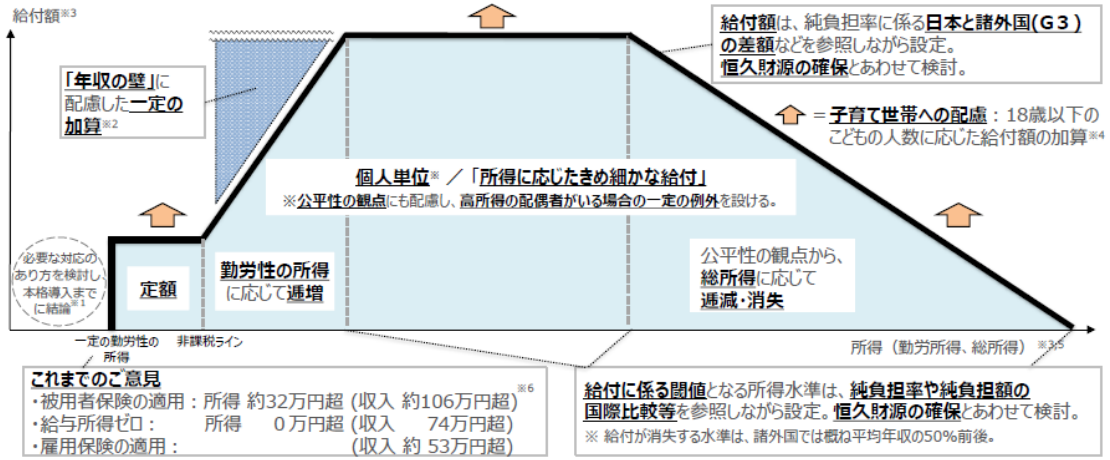

【高市首相会見内容】

仕入れ税額控除の還付が受けられない農業従事者等に関しては、その影響を見極めつつ、過去の様々な支援策も参考としながら、現場の納得感のある対応を検討し、与党の御意見も伺いながら、政府の責任において、今後の予算編成プロセスでしっかりと具体化してまいります。

米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁協議にかかる要請

- 米国産生食用ばれいしょの輸入解禁協議を巡り、JA全中とばれいしょ主産道県（北海道・茨城県・千葉県・長崎県・鹿児島県）は鈴木農水大臣に対して、解禁手続きを進める前提として病害虫の侵入リスクを「ゼロ」にするよう要請し、本県からは池田会長、堤副会長が出席した。
- 協議の状況を生産者らに十分に情報提供すること、米国産ばれいしょの品質や価格などの生産・流通状況の公開も要請した。

米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁協議にかかる要請

政府は 2020 年に米国から一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁要請を受け、病害虫のリスク評価をすすめてきたが、今般、同リスク評価が完了し、リスク管理措置の検討が必要な病害虫リストの公表が近く行われるとの報道もなされているところである。

こうした報道を受け、厳しい防疫対策を行いながら安定供給に取り組んできたばれいしょ産地には、懸念・不安が大きく広がっている。

現在、新たな基本法・基本計画の下で、国を挙げて食料安全保障の強化に取り組んでいる中、産地が安心して、意欲をもってばれいしょの安定供給に向けた取り組みをすすめられるよう、下記について万全な対応を強く要請する。

記

1．我が国として、国際約束（WTO/SPS 協定）に基づいて輸入解禁手続に対応しなければならないことについては一定理解できるが、産地は輸入解禁による影響について大きな不安を抱いている。政府は、現場が輸入解禁について反対の立場であることを十分認識し、慎重かつ毅然とした対応を行うこと。

2．国際約束に基づき、輸入解禁手続きを進める場合には、大前提として、輸入解禁による我が国への病害虫侵入リスクを「ゼロ」にする必要がある。

具体的には、今後行われるリスク管理措置の検討において、「病害虫の侵入による産地の影響を完全に排除」できるよう、政府は、科学的根拠を前提に、毅然とした対応を行うこと。

3．米国との協議の状況について、生産者はじめ、関係者に対する前広かつ十分な情報提供を行うこと。また、米国産ばれいしょの品質や価格などの生産・流通状況等について情報提供を行うこと。

4．国内においてばれいしょの生産基盤が弱体化し、生産量が減少傾向にある中、食料安全保障強化の観点から、輸入に依存しないばれいしょの安定供給体制の構築に向け、産地の生産基盤及び国際競争力の強化等に資する必要な対策を措置すること。

以上



【令和６年産ばれいしょの国内ならびに主産道県の生産状況】

	作付面積（シェア率）		収穫量（シェア率）		R2年経営体数（シェア率）
全　国	709,00ha	（100%）	2,295,000トン	（100%）	40,371戸（100%）
①北海道	48,700ha	（68.7%）	1,870,000トン	（81.5%）	7,474戸（18.5%）
②鹿児島県	4,300ha	（6.1%）	81,700トン	（3.6%）	3,182戸（7.9%）
③長崎県	3,030ha	（4.3%）	73,600トン	（3.2%）	1,817戸（4.5%）
④茨城県	1,630ha	（2.3%）	49,700トン	（2.2%）	1,477戸（3.7%）
⑤千葉県	1,070ha	（1.5%）	27,100トン	（1.2%）	1,741戸（4.3%）

※農林水産省：「作物統計調査　作況調査（野菜）」

※農林水産省：「農林業センサス（2020）」

【国産ばれいしょの主産道県別作付面積の推移】

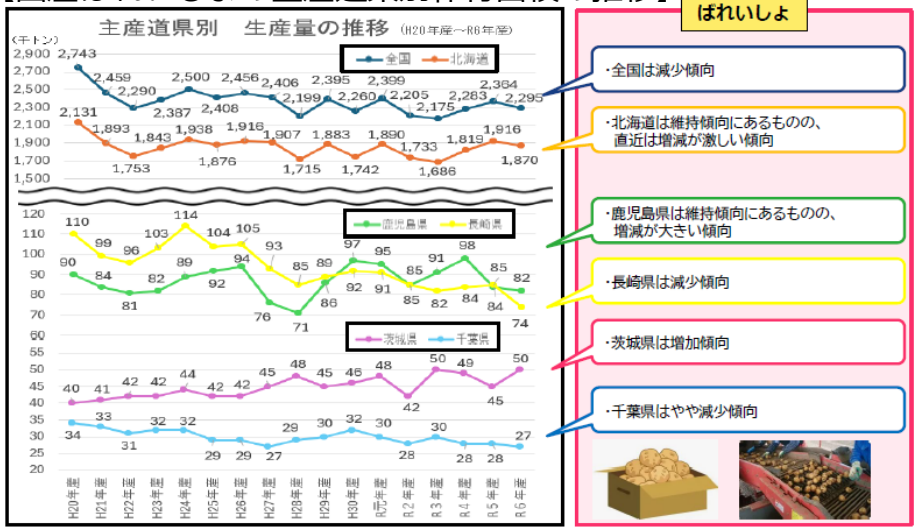

※農林水産省：「作物統計調査　作況調査（野菜）」

備蓄米買戻し１５万トン軸　～食料・農業・農村政策審議会食糧部会～

- 農林水産省が７月28日に開いた食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、政府備蓄米の初回の買戻し数量が１５万トンを軸に調整される見通しが示された。
- 買戻しの対象は、一般競争入札での放出分を中心に検討される方向性で、随意契約での放出分と違い、買戻し先が決まっており、備蓄量を着実に回復させられるとの期待がある。
- 国が保有する備蓄米は、放出により32万トンに減少しており、災害など不測の事態に備える食料安全保障の観点から、備蓄量の早期回復が課題となっている。

【備蓄米買戻しについて確認された主な事項と今後の想定】

◆買戻しの実施時期・数量について、８月末頃に公表される８月15日時点の作柄も踏まえ検討

◆５年以上経過した令和２年産の備蓄米(15万トン)について、販売に向けた準備を開始

⇒早ければ８月末に、買戻しの実施時期・数量が示されると想定。数量については、備蓄水準や倉庫状況等を踏まえ、販売予定の令和２年産の備蓄米分（15万トン）を軸に検討されると想定。

◆備蓄水準の回復に向けた手法について、売渡しの経緯や着実な備蓄水準回復を重視

⇒買戻し条件付きで販売した備蓄米(31万トン)は、農水省と全農との契約に基づく着実な買戻しが見込まれるため、上記買戻しは、買戻し条件付きの備蓄米が中心となると想定。

◆買戻し対象となる年産について、８年産の新米はこれから流通の大宗を占めていく中、消費者が求める米を安定供給する観点からは、古米となる７年産米も対象にすることを検討

⇒７年産米の通常買入れが行われなかった経過もふまえ、まずは、７年産米が対象となると想定。

◆買戻し対象米の荷姿や銘柄指定、倉庫確保などの実務面については、関係者の意見をふまえ、柔軟に検討

【令和８/９年の主食用米等の需給見通し】

			玄米ベース 万トン（玄米）	精米ベース 万トン（精米）	作付意向調査（令和8年6月末時点）を踏まえた見通し 玄米ベース 万トン（玄米）	作付意向調査（令和8年6月末時点）を踏まえた見通し 精米ベース 万トン（精米）
令和8／9年	令和８年６月末民間在庫量	A	243	216	243	216
	令和８年産主食用米等生産量	B	711	630～635	732	648～654
	令和８/９年主食用米等供給量計	C＝A＋B	954	846～851	974	864～870
	令和８/９年主食用米等需要量	D	693～711	620～630	693～711	620～630
	令和９年６月末民間在庫量	E＝C－D	242～260	215～231	263～281	234～250

【政府備蓄米の在庫の状況（令和８年６月末現在）】

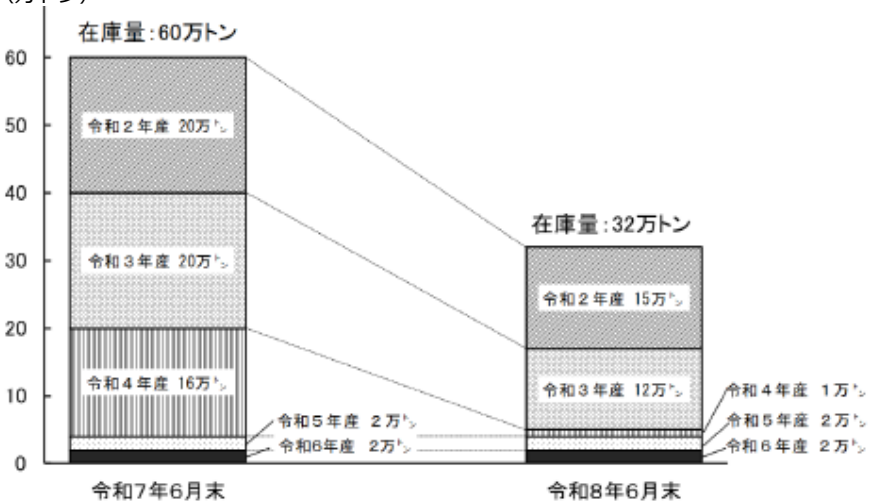

出典：農林水産省 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(令和８年７月)